

国営昭和記念公園昭島口周辺エリア再整備・管理運営事業

公募設置等指針等に関する質問及び回答

【回答公表年月日：令和7年4月30日】

No	資料名	項	質問内容	回答
4	公募設置等指針	P.16	公募対象公園施設等の設置等に関して、有料区域を変更し、入園料が発生しない区域に宿泊施設を設けることで、宿泊施設のための利用者からは入園料を徴収しないという運用も可能でしょうか。	公園利用者の入退園の利便性を向上させる場合を除き、現行の有料区域を無料区域に変更する提案は認められないことから、ご提示いただいた提案は認めることはできません。
5	公募設置等指針	P.25	認定計画提出者による管理エリアにおいて、宿泊を伴う場合来園者の入園料は2日分徴収する必要があるのでしょうか。	宿泊者から徴収する公園の入園料は、通常の公園の入園料と同額とし、その料金の適用の考え方は以下の通りとします。 ・1泊2日：大人一人 450 円（1日券適用） ・2泊3日：大人一人 500 円（2日間通し券適用） ・3泊以上の連泊については、1日券と2日間通し券の組み合わせ
6	公募設置等指針	P.25	国が徴収する入園料は変更する場合がありますと記載されていますが、変更に際し、認定計画提出者から意見を徴収する予定はあるのでしょうか。	入園料の設定に対し、認定計画提出者は意見することはできません。
7	公募設置等指針	P.27	新昭島口ゲートエリアに新設する駐車場を管理する場合、使用料はどのように定めるのでしょうか。	基本設計後に、国が依頼した不動産鑑定士による鑑定評価を行い、算出した使用料をお支払い頂きます。
8	公募設置等指針	P.28	特定公園施設の改修整備に要する費用の算出根拠を開示していただくことは可能でしょうか。	特定公園施設の改修整備に要する費用の算出根拠については、提案内容に含まれるため回答できません。
9	公募設置等指針	P.31	特定公園施設の国負担額は確実に支払われると考えてもよいのでしょうか。また、予算の都合上前後する可能性とはどのようなケースでしょうか。	その理解で問題ありません。予算の配分状況により、年度毎の支払い額が想定から変わる場合があります。
10	公募設置等指針	P.46	公募の手続きに関して、先行して参加表明書の提出を求めています。期日までに参加表明者がいたか、あるいは、いなかったかをその時点で公表する予定はあるのでしょうか。	参加表明書の提出状況の開示は現時点で想定していません。
11	公募設置等指針	P.46	公募設置等指針、要求水準書等に関する質問の回答に要する期間の想定はありますか。	可能な限り早く回答するよう努めます。
12	公募設置等指針	P.56	設置等予定者の公表について、応募法人や構成法人ではなく、協力法人として参加した企業名の公表は予定していますか。	協力法人は公表しません。

No	資料名	項	質問内容	回答
13	要求水準書	P.17	認定計画提出者への引渡し前に国で実施する現プールエリア等の引渡し時のなだらかな埋め戻しとはどのようなイメージでしょうか。	高低差のある部分について、盛土面は1:1.8、切土面は1:1.5の勾配をつけて造成を行うが、それ以外の敷地は現況のレベルを基準に平面的に造成します。
14	要求水準書	P.24,26	希少猛禽類への配慮として、大きな音量は不可と記載があるが、基準となる数値はあるのでしょうか。	大きな音の定量的な基準は定めていません。具体的な基準が必要となる場合には、認定計画提出者と協議することを想定しています。
15	要求水準書	P.25	本公募により整備される公園施設において、犬等のペットの同伴に制約はあるのでしょうか。	本事業において、ペットの同伴の制約はありません。ただし、本公園への入園に際しては、放し飼いにしない（ノーリード禁止）などのルールに同意いただく「ペット同伴誓約書」を記入・提出いただいたうえで、認めています。
16	要求水準書	P.25	希少猛禽類への配慮として、犬等のペットの同伴に制約はあるのでしょうか。	制約はありません。ただし、本公園への入園に際しては、放し飼いにしない（ノーリード禁止）などのルールに同意いただく「ペット同伴誓約書」を記入・提出いただいたうえで、認めています。
17	要求水準書	P.30	夜間営業時のエリア分けについて、柵・門扉等の物理的な区分ではなく、センサー等のデジタルテクノロジーを用いたエリア区分も可能でしょうか。	提案していただくことは可能です。ただし、ご提案の実施にあたっては、入園者の管理を伴うことから、国及び公園運営維持管理業務事業者を含めた3者で協議する必要があります。
18	要求水準書	P.37	親水空間リニューアルエリアにおいて、旧レインボープールのようなプールの整備を求めているのか否か、どちらでしょうか。	提案を求める施設は公募設置等指針等に記載の通りです。
19	要求水準書	P.47	親水施設（非収益部分）に求める面積どの程度でしょうか。	現プールエリア内の水あそび広場と同等（1.7ha）以上の規模としてください。
20	要求水準書	P.47	親水施設（非収益部分）は水面の面積が1.7ha必要でしょうか。	水面積として1.7haを求めるものではありません。なお、現プールエリアの水面積は要求水準書P.47に示しています。
21	要求水準書	P.52	新昭島口ゲートエリアに新設する駐車場に駐車場管理システム等の機器を設置した場合の所有者は認定計画提出者になるのでしょうか。	認定計画提出者の所有になります。
22	参考資料 21	—	現プールエリアの大屋根施設は撤去することで理解したが、その周辺の柵や門扉は撤去するのでしょうか。	参考資料 21 で柵・門扉等の撤去あるいは残置を整理していますのでご確認ください。
23	—	—	通常は立ち入ることのできない現プールエリアの現地視察は、本日（令和7年4月23日）以外に再度行う予定はありますか。	現時点では予定していません。